

国本論

増野虎発記

整理番号  
13袋 4

- ・読みやすく、わかりやすさをめざした
- ・かなや漢字が続くところは、適宜使い分けた
- ・写本の間違いと思われるところは各種参考書から訂正した
- ・脱字・脱文は「一内に入れた」
- ・字を補い、読み方、簡単な説明は「一内に入れた」

1 天明八戊申の孟夏 一内に入れた

増野虎発記

国本論

2 国本論序(略)

3

4 天明元年秋八月二十一日

国本論卷之一

一 剥の象(易経、はくのしょう)に曰く、山附於地剥、上以厚下安宅(山の地につくは剥なり、上は以て下を厚くし宅を安んず)と、ここに上というは君を言えり、人の上たるを言うなり、それ下は上の本なり、其のもと堅ければ上やすし、剥の卦は艮を上にして坤を下にす、艮は山なり、坤は地なり、山の高く地におこり、かえりて地に附着するの憂いなし、民を厚くすれば人君危亡の禍なし、書(書経)にいう、民惟邦

一 本、本固邦寧(民はこれ国のもととなり、もと固ければ国やすし)、とはこのいいなり

一 益(えき)の象に曰く、「益、一損上益下民説无彊(えきは、かみを損じてしもませば、民はよろこぶことかぎりなし)と、是も又、もと堅ければ国安きの理なり、夫れ益とは増加するの言いなり、今増加せずしてかえつて損す、然るを益といふはいかにぞ、なれば孔子は、子富て父貧はあらずと宣い、有若(ゆつじやく)、孔子の門人は、百姓足らば君誰とともに足らざらん、と言えり、

一 即ち此の意なり、人君この理を知るにあらざれば、天職をつけ、天民を治むる事ならざるなり

一 大禹謨(禹王)曰く、可愛非君、可畏非民、衆非元后何戴、后非衆罔共守邦(愛すべきは君にあらずや、おそるべきは民にあらずや、衆はげんこうにあらずんば何をか戴かん、后は衆にあらずんば、共にくにを守るなし)と、夫れ人君は至つて貴く小民は至つて賤し、実に天地のひとしからざるが如し、されども君なくば、民なにをか仰ぎなにをか戴かん、民なくば君なにに依つて其の邦を守り、其の位を保たんや、君民一体なること (元首)股肱の離るべからざるが如し、人君たるものはこれを躰として忘るべからず

一 五子の歌に曰く、予視天下、愚夫愚婦、一能勝予、一人三失、怨豈在明、不見是圖、予臨兆民、懷乎若朽索之馭六馬、為人上者、奈何不敬(予天下を視るに、愚夫愚婦もいつによく予に勝る、いちにんさんしつある、怨みあにめいにあらんや、あらわれざるにこれ図れ、予ちようみに臨むに、りんことしてきゆうさくのりくばを馭するが如し、人のかみたる者、いかなぞ敬せざらん)と、夫れ人に君たるものは、人心を失う時は独夫となる、独夫と成る時は、即ち「愚夫」愚婦といえども我に勝べき者なり、其の民心を失うこと多ければ、実に善者有りといえども如何んともすることなし、故に幾微の未だあらわれざるの時に、超然として是を知りて是をはかるなり、民心の向背は即ち治乱のかかる所なり、故に競々業々として、この民に臨み朽敗の索を以て並び駕し、驚き安きの馬を馭するの思いをなすとすなり

一 天、自ら民を治むることあたわざる故に、天子をして是を治めしむ、天子、自ら治むることあたわざる故に、諸侯をたてて是を治めしむ、諸侯、邦内を治むるは即ち天子の命にして、これ天の

6 命なる所なり、これによりて治むる職は天の職にして、治むる民は天

の民なり、其の器その徳、誠に天職にたえるにあらざればなりがたし、然るに私智(邪智)を用いて天民を虐げ、天職を空しくせば、天即ち其の人を廢し、又更に徳器ある人に与うべし、孟子に曰く、天之所廢必若桀紂者也(天の廢る所、かならず桀紂の如きものなり)とありて、天職をはじめてつくる人は、必ず徳器備わる所の人なり、さて其の子孫に至つては、昏愚なりといえども先祖の法を守るに堪えれば、天の廢する所にてあらざるなり、是また祖先の余沢にして、継躰守文の君と言つべきなり、夫れ諸侯たるものは、私の国なくみな天の土なり、私の財なくみな天地の財なり、私の民なくみな天の民なり、然れども少しもおろそかになすまじきなり、況や祖先の余沢を以て一國を保ち、万民の上にあることなれば、いよいよ敬欽して其の國民を治むること、是れ一つは祖先の恩に報ずる所なり、嗚呼、諸侯たる人、是を思いて忘るべからず

君と民とは同じ人にして、其の異なる所は、其の徳器の上におるべきと、其の下に居るべきと以てなり、ただ形を以て異なりとせば、農夫をして端章甫(たんしょうぼう)として、大廈高堂の上に坐せしめ、君をして幣衣を身にし、耒耜(らいし、鋤)を手にして丘隴(きゆうろう)の上にしたしめば、誰か夫れを見てしからずといわん、

ここを以て見れば、金衣玉食を以て君とし、幣衣糲飯を以て民となすべからざることを知るべし、然るに人君、往々おもえらく、安逸して人を使うは君なり、苦勞して人に使われるは民なり、民は至つて愚なり、至つて賤しと、夫れ君も民も同じく天の生ずる所にして、耳目鼻口身支百躰ことなることなし、徳器其桀の任にたえるを以て天職をうけ、又は祖先の余沢に依つて天職を受く、かるが故に、安逸して人を使うことを得るなり、其の使われる人、其の才、其の力、天に受くるといえども、覬覦の心なく区々として服し、靡々(びび)として従うはこれ又民の天職を行う所なり、然るを知らずして是を賤し、是を愚とするは其の愚いうにたらず、民もし耒耜を捨て、其の業をなさざれば三木(さんぼく)、罪人の枷(か)かならず至り、鞭苦かならず至る、人君其の天職にかなわざれば、国家墟となりて身死し名亡ぶ、然れども天の罪する所は、寸々尺々今日の罪、今日に至るにあらざる所、人君あるいは其の罪たる所を知らずして恐れかえり見ず、人の罪する所は片言隻辞一步一行、其の令にたがえば即ち罪す、故に民、其の罪にあわんことを恐がりて其の職を失うこと希なり、人君は恐れざる故に、やもすれば其の爵を失い天罰を受く、むかし夏の桀、天職にたえ

8

ざりしかば、天これを廢して湯王に与え、殷紂、天職にたえざりしかば、天これを廢して武王に与え、百王興廢、みな天命にあらざることなし、人君たるもの恐れ慎むべきことなり

天命不寧、天の命ずる所は即ち民の歸する所なり、民の歸する所は徳器の備わる人なり、書曰く、天視自吾民視天聽自吾民聽(天の視るはわが民の視るにしたがい、天の聴くはわが民の聴くにしたがい)、孟子に、堯の天下を舜・禹に与うをいうに、民の訟獄謳歌、これに歸するを以て天より与うるを明かす、夫れ一人一族一郷一邑の善惡願欲は、或いは私にわたるも多けれ共、億兆の人みな善とし悪とする所は一個の私心にあらざる故、皆天下の公理なり、天下の公理は則ち天の心なり、人君一個の私にからずして、公理を以て心となすにあらずんば、天命を受けて天職を治すとはいいがたし、書曰く、無偏無党、王道蕩々、無党無偏、王道平々(偏なく党なく、王道とうとうたり)と言えり、王道は則ち天の道なり、人君耳目の欲に従いて土木を事とし、軍旅をおこし、奢侈放肆にして、天民を虐ぐるもの豈天罰を受けざるべけんや人君の暖衣飽食するはこれ誰が功ぞや、則ち民の功なり、民もし耕さず織らざれば、人君もまた飢寒にまぬがれがたし、人君もし自耕して食とし、自織して衣とせば、則ちこれ民にして人君にはあらざるなり、然らば民は則ち君、君は則ち民にして、不窮の民なく不窮の君なし、

9

秦の二世天下を暴す、漢の高祖は泗水の亭の長より起りて秦を亡ぼす、漢高は則ち二世の賤しむ所の民なり、一日登極すれば則ち二世の自尊とする所の位なり、此の道理をよく弁え深淵に臨み、薄き氷を踏むのおそれをなさば、長く天職をたもつべし、書曰く、匹夫匹婦、不獲自尽、民主罔与成厥功(ひつぷひつぷ、自ら尽くことを獲ざれば、民主ともその功を成すなし)と言えり

詩(詩經)曰く、投我以木桃、報之以瓊瑤(我に投ずるに桃を以てすれば、これに報ゆるに瓊瑤を以てす)と、およそ此の功あれば必ず此の賞あり、此の徳あれば此の報あり、ただ思つべし、民ありて衣食に供する故にこそ饑寒の憂いをまぬかる、此の功莫大なれども、万に一つもこれを報ずることなく、かえつて其の租税を増し、其の給し難きを督責し、傲然として下民を下視して、其の功の大なるを思わざるはいかにぞや、人君常に衣をきては、(纓々、ぼろぼろ)になし、すぐに織りて終に其の功をなす、また織女蚕婦の勞にして寒きを知らずと思つべし、

其の食に向いては耕耨耘穫終歳、其の力を尽くす、我農人曰く、夫れ  
の勤によりて飢えは知らずと思ふべし、誠にかくの如く思わば、いか  
んぞ逸することあらんや、周公曰く、君子所其無逸、先知稼穡之艱難、  
乃逸則知小人之依(君子つとめて、それ逸する無かれ、先に稼穡の艱難  
を知れば、すなわち小人の依(いたみ、苦しみ)を知る)と言えり、一衣  
一食、民の功にあらざることなし、祖先の恩にあらざることなし、天  
子の恵みにあらざることなし、上天の命にあらざることなし、反覆し  
て是を思ひ是をかえりみて其の職をあげ、其の恩に報じ、其の功に報  
わんことを思ふべし

— 10

いにしえ、天子自耕して祭祀の染盛(しせい)に供し、王后自ら蚕して  
祭服とす、これ上たる人、農業をなして下を導くなり、今人君貴ぶ所  
は金銀珠玉にして、賤しむ所は米粟なり、貴ぶ所は強富の商売にして、  
賤しむ所は苦貧の農民なり、人君是を賤しめば国民競いて是を賤しむ、  
ここにおいて農民化して商売となる、有司是を禁ずれども、もとより  
人君の使令する所なれば止むことなし、古語にも黄金珠玉飢不可食と  
いへり、今其の本を捨て其の末を好む、実におるそかなりと言いつべ  
し

国本論卷之二

白川 世子 源 信定 撰

いにしえより愁うる所は人君の下民の情を知らざるにあり、この故に  
周公は、無逸及び七月の篇を作りて成王に進め給うも是なり、故に漢  
の高祖・光武・唐の太宗のごとき類、みな下民よりおこる主は、よく  
下情に達する故に、其の治をなす事盛んなり、幼より困居宮処しては  
いかで下情に達し、稼穡の苦を知るべきなり、今の人君常に見る所は  
膝行舞踏、聞く所は唯々諾々、行つ所は奢侈放肆、いう所は鴟張大言、  
これに長じこれに化し、習いて性となりて、ついに天心を達すること  
あたわざるに至る、たまたま人臣稼穡の事を語れば、人、

11

全耳を掩て其の語の下卑をにくむ、左右も又失色して其の失言をとが  
む、嗚呼、君民一軀の理を知らざるの甚だしきや、人君たまたま治道  
に志有りて、小民稼穡の事を問えば、左右耳言阿諛して曰く、民常に  
高山を見、広野に出て目を放にし、心を遊ばしめ、且つ又勤動して飽  
食す故に、民は多く其の寿をたもつ、夫れ寿は人の好み願う所なり、  
民其の願う所を得、君又なんぞ是を哀れむやと、嗚呼おもわずや、金

12

殿玉堂は人の樂しむ所、君常にここにあり、君においては敢えて樂し  
まず、珍膳芳羞は人の悦ぶ所、君常に喰う、君においては敢えて悦ば  
ざるは、是なるを以てなり、金殿玉堂珍膳芳羞なるれば、猶これを美  
とせず、民、常に山野をはなるる事なし、何ぞ山野の景勝を悦ぶべき、  
人君たまたま郊野に出て其の景勝を樂しむを以て、共に農民の心を見  
る、大いにもとれりと言いつべきなり、それ霜雪をおかして高山に入  
り、薪樵をとり、風雨の日に箕笠をやぶれ、露跡にして広野に出て馬  
に秣かい、或いは草を刈り、其の苦勞はいかんぞや、人君衣を重ね、  
炉火を近づけ、玉杯を含み、珠簾をかかげて遥かに是を見れば、興あ  
るに似たり、これ辛毘の陛下においては甚だ楽しく、群臣においては  
甚だ苦しい類にて、景公の重裘して、雨雪する天の寒

からざるをあやしむの心なり、且つ又動作節にかなうは、生を養うの  
道なり、それは華佗(華佗、魏の名医)の五禽の戯れの如きをいえる事  
にして、動作節を失い、筋骨疲勞して百躰倦憊(けんぱい)して、朝よ  
り夕に至るまで休息することなきは、如何んぞ生を養うの道ならん、  
其の食う所の糲飯、腹に満たざれば、草木の葉をまじえて是を喰う、  
かくの如きを飽食(飯)と言つべからず、苛政を恐るること虎の如く、  
貧吏を恐るること狼の如く、「賦」税給せざれば、或いは撻楚(楚撻)せ  
られ、或いは繫囚せられ、邑を離れ田を刈(売)り、妻子四方に散し、  
老者は溝壑に転死す、其の悲哀憂憤によりて、命もすでに絶えんとす、  
民は必ず耆(老いる)なりとは言つべからず、幸いにして耆者なる者も、  
此の悲しみに逢うては天没の人をうらやみて、其の年において此の憂  
いに逢うを不幸とする、かかる事どもを言わずして、其の言阿諛して、  
終に人君の仁心をして下に通ぜざらしむ、其の不忠いわんかたなく、  
君も又不明なりと言つべし、人君深窓に居て下情を知らんとならば、  
よろしく学文し、六経・歴史・諸子百家の書を治見すれば、下民の情、  
稼穡の苦しみ、章々として明らかなるべし、唐の内官・仇子良、其の徒  
に権窮(龍)を固くするの術を教えて曰く、人君をして書を読ましむる  
ことなかれ、「儒生を近づけしむる事なかれ」と言えり、姦臣邪臣の憎  
む所なれば、其の治道に益ある事

13

いわずして知るべし、人臣として其の君の学文を禁ずるは子良が徒た  
る事を知るべし

つづく

